

## 松本広域エリア観光 PR 動画作成業務委託 仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、松本広域エリア(松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)(以下、「松本広域エリア」という。)が有する歴史や自然、文化などの観光資源を、動画というリアルなコンテンツで発信し、「旅マエ」「旅ナカ」における松本広域エリアの認知度を向上させ、旅行者の行動変容を促し、周遊・滞在時間の延伸を目的に、松本広域エリア観光 PR 動画を作成するものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

松本広域エリア観光 PR 動画作成業務委託

#### (2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

### 3 業務内容

本業務は、松本大学総合経営学部総合経営学科の3年生ゼミと協働し、松本広域エリアの魅力や観光資源を洗い出しながら、H29 に松本広域連合が作成した観光 PR 動画(<https://youtu.be/6QHep8XILAM>)とは異なるアプローチでの動画を作成するもの。

(H29 作成動画は、今後も松本広域エリアのプロモーション動画として活用していく予定)

#### (1) 企画・構成

ア 松本広域エリアの観光の現状と本事業の趣旨を理解し、視聴回数を高め話題性のあるような企画とすること。

イ 動画について、「食」「四季」「アクティビティ」を含む5つ以上のテーマを設定し、各2分程度の動画とすること。(ショート動画)

ウ ショート動画を編集し、5分程度のまとめ動画にすること。

エ 松本広域エリア構成8市村すべてが必ず動画に入っていること。

(ショート動画にあってはいずれかに。まとめ動画にあっては必ず。)

オ 松本大学総合経営学部の3年生ゼミナールの授業内において、3回程度の講義を行い、各テーマについて「若者」目線で動画の素材について洗い出しを行い、企画としてまとめること。なお、授業内容については、委託者と協議の上決定するものとする。

カ 松本広域エリアを印象付ける紹介手法やストーリー構成を検討すること。

キ 松本広域エリアの四季を動画に取り入れること。

(契約時期が4月中旬となるため、受託者において所有している動画素材などを使用することも可能とする。)

ク 協議の上で決定した内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、BGM、イラスト(絵コンテを含む)などの台本を作成すること。

## (2) 撮影

ア 企画構成に基づき、動画の制作に必要な撮影を行うこと。

イ 取材対象者や出演者の肖像権や個人情報、取材対象物の撮影承諾を行い、制作された動画やこれを基に編集された動画・画像を受注者が二次利用できるように同意を得ること。

ウ ドローンなど、映像制作をするための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心をつかむような映像に仕上げること。

## (3) 編集

ア 写真、動画、BGM等を効果的に活用し、映像の加工・編集作業を行うこと。

イ テロップやアニメーションを必要に応じて使用すること。

ウ テロップやナレーションが入る場合は、日本語版及び英語版の2種類を作成すること。

エ YouTubeへの掲載を想定した、サムネイルを作成すること。

オ 完成までに、委託者より複数回の内容確認及び修正指示を受けること。

## (4) 動画の種類・規格・構成等

動画は主に、委託者が運営するSNS(Instagram、X、YouTube等)への掲載および物産展等のイベントでのモニターへの投影で利用することを前提とし、規格等は下記のとおりとする。

| No. | 動画の種類                   | 再生時間 | 本数   | 規格等                                |
|-----|-------------------------|------|------|------------------------------------|
| 1   | 松本広域エリア PR 動画<br>(ショート) | 2分以内 | 5本以上 | ○アスペクト比:16:9<br>○解像度:4K(3840×2160) |
| 2   | 松本広域エリア PR 動画<br>(まとめ)  | 5分程度 | 1本   | ショート動画をまとめたダイジェスト版                 |

## 4 成果品

本業務の成果品として、以下の表に示すものを提出時期までに納入すること。

| No. | 成果物               | 内容   | 提出時期           |
|-----|-------------------|--|----------------|
| 1   | 業務計画書             | 業務内容、実施方針、スケジュール、実施体制等を記載。                                 | 契約締結後<br>すみやかに |
| 2   | 企画書               | 受託者の提案する企画と、<br>松本大学の授業にて出た意見を<br>まとめたもの                   | 完成次第           |
| 3   | 絵コンテ、シナリオ、<br>台本等 | 企画書を基に作成したもの   | 完成次第           |
| 4   | DVD               | 15枚(盤面印刷含む)  | 完成次第           |
| 5   | データ               | MP4 方式<br>※USB メモリー等で納品                                    | 完成次第           |
| 6   | 業務完了報告書           | 本仕様書に示されている全ての<br>要件が実現されていることを確<br>認した上で、業務の完了を報告<br>する資料 | 業務完了時          |

## 5 秘密事項等について

- (1) 本業務の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)のほか関係法令等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に関し必要な措置を講じること。
- (2) 本業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできず、委託業務終了後も同様とする。

## 6 支払い

業務委託料は業務完了時に一括払いとし、受託者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

## 7 留意事項

- (1) 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- (3) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公表(公開、放送等)することができることとする。
- (4) 成果物は、委託者が認めた第三者が、松本広域エリアのPRを目的に二次利用する場合がある。
- (5) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、委託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、協議を行うこと。
- (7) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

## 6 担当

松本広域連合事務局 福祉・地域課 ふるさと担当

担当:高野 貴史、大和 健司

〒390-1401 長野県松本市波田 4417 番地 1 松本市役所波田支所4階

TEL:0263-87-5461 FAX:0263-87-5462

E-Mail:[furusato@m-kouiki.or.jp](mailto:furusato@m-kouiki.or.jp)

※人事異動等により、担当課および担当者が変更になる場合があります。